

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 72 回）
2. 日 時	平成 30 年 10 月 4 日（木）午後 4 時 ～ 午後 4 時 50 分
3. 議 案	1. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について — 協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の一部見直し 2. その他
4. 主な内容	1. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について — 協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の一部見直し はじめに事務局より、昨年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果、今年度の自主規制規則の見直しの提案内容の概要及び当該提案内容を報告した自主規制会議（9 月 18 日開催）の様態について説明が行われた。 ついで提案会社より、提案内容の詳細について説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 なお、本件は本 WG 開催後に意見照会を実施したうえで、その結果を踏まえ議論することとなった。 （主な意見等） ・ 提案内容は、信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の解禁対象からレバレッジ ETF の信用取引を除外しているが、インバース ETF も同様に解禁対象外と考えているか。 →レバレッジをかけられるもののみを対象外と考えており、インバース ETF も信用取引の解禁対象外にすべきであるとまでは考えていない。（提案会社） ・ 現在、株式等購入後の従業員の保有期間制限を設けている社は存在すると思うが、本提案にあたって、保有期間に関する検討を行ったのか。 →各社の業態や個々の従業員の業務に応じて、条件を設けることは差し支えないと思われるが、一律の期間（例えば半年など）の設定は考えていない。（提案会社） ・ 従業員による ETF 信用取引の一部解禁によって、証券業界として ETF の流動性向上の一助になる旨の説明が行われたが、定量的な面から、果たして本当に流動性向上に繋がるのだろうか。また、当社では、定性的な観点からも、従業員に取引させることについて懸念を超える積極的な意義があるのかという声がある。 ・ 仮に ETF 信用取引解禁に向けて規則改正等を進めるとすれば、改正意義は何かを整理しておく必要がある。投機的取引を禁止する主旨はインサイダー取引の未然

	防止ではないため、それ自体は改正意義にはならないと考える。(事務局) →専ら投機的取引防止の大きな理由は従業員の過当投機並びに顧客及び会社に損害を及ぼすことであるとされている。従業員の過当投機並びに顧客及び会社に損害を及ぼすという懸念については、通常の管理に加えて今回の提案理由に記載したような厳しい条件を付すことで、対応できると考えている。(提案会社) ・ 業者としては、ETF のみを解禁対象外とする考えに違和感を覚える。そう考えるにあたって、貴社でどのようなニーズがあったのか教えてほしい。 →元々は信用取引の解禁がニーズとして挙がった。現在、従業員が取引できない信用取引を顧客に勧めているが、従業員による信用取引を解禁することで顧客サービスへの理解が深まるのではないかと考えている。(提案会社) →顧客が取引するサービスについて、実際に従業員自身が行わなければ理解が深まらないかということそうではない。実際に今も理解したうえで販売しているのではないか。より具体的な理由や背景はないのか。 →信用取引は、現物取引の3倍の取引ができるという点である。禁止主旨に反しない範囲であれば取引してもよいのではないか、従業員自身の資産形成の可能性が広がるのなら解禁してもよいのではないかという声が挙がった。(提案会社) 2. その他 事務局より、本日の議題以外の検討課題の状況について大要以下のとおり説明が行われた。 ➤ 「銀行法施行規則」等の一部改正に伴う本協会の対応について ： 9月25日まで行っていた意見照会を事務局で取りまとめ中である。 ➤ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の一部改正への対応及び「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱い」(仮)の作成について ： パブリックコメントの結果公表を踏まえて、今後の対応を検討する。 ➤ PTS 信用取引開始に伴う「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について ： 第71回会合(9月28日開催)の議論を受けて、規則改正案を作成中である。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。